

企画提案仕様書

1. 事業名

城陽市公共施設 LED 照明設備更新事業

2. 事業目的

ゼロカーボンシティに向けた取組の一つとして、市内公共施設の照明設備の LED 化を行うことで、消費電力の削減等による財政負担の軽減及び行政運営における温室効果ガス排出量の削減を目的とするものである。

3. 事業内容

- (1) LED 照明導入に係る現地調査
- (2) LED 照明導入に係る施工計画等作成
- (3) LED 照明器具及び設置に必要な付属品一式（以下、「LED 照明器具」という。）の調達、設置（主たる事業）
- (4) 既設照明器具（表 1）の撤去、運搬、廃棄
- (5) 施工管理及び進捗管理
- (6) その他上記に関連する事項

表 1 対象器具

主な設置場所	照明器具の種類
屋内	ベースライト（直付、埋込、スクエア）
	ダウンライト
	白熱電球
	非常用照明器具
	誘導灯器具
	高天井照明
	その他（スポットライト・特殊照明器具）
その他	屋外照明器具（街灯路、庭園灯・グラウンド照明等）

4. 対象施設・設備

- (1) 対象施設・・・城陽市内公共施設 21 施設（別紙「対象施設一覧表」参照）
- (2) 対象設備・・・様式 6 参照

5. 契約期間

契約締結期限	令和 8 年 10 月 31 日（金）まで
契約期間	契約締結日から令和 10 年 3 月 31 日（金）まで

6. 事業費用

事業費用の総額の上限は、360,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

7. 事業概要

- (1) 本事業は原則、器具交換にて実施するものとするが、様式 6 にて交換方法をランプ交換と規定している照明器具については、ランプ交換にて実施するものとする。なお、優先交渉権者決定後の現場調査において、交換方法に疑義が生じた際は、発注者と協議を実施するものとする。
- (2) 施設内での作業においては、可能な作業は事前に実施し、時間短縮に努めること。
- (3) 契約内容に沿って作業を実施するための施工計画書等の資料を作成・提出し、発注者の承認を受けること。
- (4) 建築基準法、電気事業法、電気用品安全法、電気工事士法、消防法、労働安全衛生法、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律、大気汚染防止法、建設業法等の関係法令を遵守すること。
- (5) 作業全体を通して、作業時間は原則として 9 時から 17 時までで行うこと。なお、夜間作業が必要な施設、休館日のみ作業可能な施設についてはこの限りではないため、作業時間について発注者と協議を実施すること。
- (6) 停電を要する作業が発生する場合は、影響範囲及び停電日時を示した停電計画書を発注者に提出し、承諾を得ること。
- (7) 現場施工について、施工管理を行い、作業の進捗状況について毎月初めに発注者へ進捗状況表を提出すること。
- (8) 施工役割、調査設計役割を担う者は、工程、安全等に配慮した施工管理を行うこと。
- (9) 作業後の正常性確認については、事前に発注者と協議した上、作成した検査計画書及び試験成績書に基づき確認を行うこと。
- (10) 作業完了後に施設毎の設置完了報告書等を作成し、発注者に提出すること。提出後、発注者の確認・検査を施設毎に受けること。
- (11) 全ての対象施設の発注者の確認・検査が完了した段階で当該事業の完了とする。
- (12) 保守・運用については本事業の対象外ではあるが、事業期間内の故障や障害時の対応や復旧を十分に考慮し、サポート体制を執ること。
- (13) 事業完了日までに発生する自然災害等による LED 照明器具の不具合等に備えるため、施工業者は組立保険または請負業者賠償責任保険等に加入し、保険証等の写しを発注者に提出すること。なお、LED 照明器具に不具合が生じた場合は、当該保険を適用し、速やかに交換または補修等の処置を行うこと。
- (14) 特殊な照明については、既存の設備保守業者及び関係者と密に連携し、現状の照明を再現するよう調整を行うこと。また、既存業者との連絡調整に関する費用は本業務に含むものとする。
- (15) 本事業は業務委託として発注するものであり、建設業法に基づく監理技術者の専任配置を要件として求めるものではないが、本事業の実施にあたり作業を行う場合

には、当該作業の内容および規模に応じて、建設業法その他関係法令を遵守し、必要となる体制（現場代理人、監理技術者等）を適切に配置すること。なお、現場代理人が総括責任者を兼ねることは可能だが、総括責任者を現場代理人に限定する趣旨ではない。

8. 更新照明器具（物品）の仕様

- (1) LED 照明器具は新品であること。また、設置作業に使用する雑材は全て新品とすること（ただし、仮設材については、再使用品でも可能とする）。
- (2) 交換する器具は、原則既設器具と同形状、同構造のものとする。また、設置の際に、天井等に隙間等が生じないように処置すること。可能な限り、既設照明器具の取付跡が見えないよう配慮すること。
- (3) LED 照明器具は、様式 6 に示す既設照明器具と同等以上の LED 照明を調達すること。なお、「同等」とは、光束、外観、その他機能（防水、調色等）といった照明器具の性能等を示す。また、LED 照明への交換方式（既設照明器具活用によるランプ交換、又は器具交換）については、様式 6 に記載の方法にて行うこととし、交換方法に疑義が生じた際は、発注者と協議を実施するものとする。
- (4) 照明器具及び直管型ランプ、電球等使用する全ての LED 照明器具は、JIL5004「公共施設用照明器具」の「ベースライト型」「ダウンライト型」「高天井型」全てに登録対応機種をもつメーカーの製品とすること（公共施設用照明器具に機種設定のない種類の LED 照明についても、同様とすること）。なお、該当しないメーカーの製品については、これを受け付けない。
- (5) ISO9001（品質）及び ISO14001（環境）の認証取得工場で製造していること。
- (6) 電気用品安全法（PSE）に適合していること。
- (7) 本事業に関連する JIS（日本産業規格）、JIL・JEL・JLMA（日本照明工業会）、各種ガイドライン等の各種規格に適合するもの又は同等以上のものであること。
- (8) LED 化による照明機器からの雑音のほか、映像・音響機器等への影響を与えない対策を施すこと。
- (9) 原則として、照度及び色温度は既設の照明器具と同等以上を確保できる製品とすること。
- (10) 学校施設の LED 照明器具に関しては、学校環境衛生基準を満たすことが出来る製品とすること。
- (11) 光源（LED）寿命は 40,000 時間以上（光束維持率 70%以上）のものとする。但し、非常灯及び誘導灯については、この限りではない。
- (12) 既設照明器具が調色、調光器を使用している場合は、原則既設の照明と同等の機能をもつ器具とすること。別途作業が発生する際は発注者と協議し、使用部品、調光方法及び作業方法を協議すること。
- (13) 外部に設置する LED 照明器具は適切な防水性、耐候性、耐食性を有すること。
- (14) LED の光源により不快感（グレア、フリッカー等）を与えないものとする。

- (15) 既設照明に付属機器及び自動点灯機能等がある場合は、交換する LED 器具も同様に付属機器及び自動点灯機能等を備えること。
- (16) 交換する LED 照明器具は、既設の建物に配慮して天井等建物の補修を必要としない照明器具及び付属品を選定すること。なお、照明器具及び付属品の選定にあたり、疑義（天井等建物の補修が必要等）が生じた場合、発注者へ速やかに報告し、協議を実施すること。ただし、取替作業において発生する軽微な作業、補修等については、本契約の作業範囲として実施するものとする。
- (17) 交換する LED 照明器具は、施設管理担当者が管理を行うことを想定したうえで、製品選定を行うこと。また、その仕様について発注者の承諾を得ること。
- (18) 設置する照明器具に製造上の欠陥があった場合の対応リスクを減らす観点等から、複数の製造企業の製品を組み合わせることも可能とする。

9. 設置作業等

(1) 現地調査

- ① プロポーザル方式による優先交渉権者決定後、優先交渉権者が対象施設の現地調査を行い、プロポーザル時の見積額を上限に「既設照明・提案 LED 照明リスト及び試算表（様式 6）」を更新のうえ、本市と速やかに仮契約を締結する。その後、本市が事業委託契約に係る本契約の締結について本市議会の議決を得た場合に、当該本契約が成立する。
- ② ①の現地確認等にあたっては、様式 6 の記載内容を現地にて確認の上、施設ごとに設置予定である LED 照明器具の仕様分かる資料（器具仕様書等）を提出し、発注者の承諾を得ること。なお、調査結果と様式 6 の記載内容に相違があった場合は、様式内の照明リストを修正のうえ、発注者へ速やかに提出し協議するものとする。また、現地確認中に貸与する資料にない新たな器具交換の対象箇所を発見した場合は、発注者へ速やかに報告し、協議するものとする。
- ③ 発注者の要望で対象施設や設備に変更が生じた際は、発注者との協議のうえ、様式内の照明リストを修正し、発注者へ提出することとする。
- ④ 本契約後、受注者は発注者及び各施設と協議のうえ、各施設の施工計画書等を作成・提出し、発注者の承諾を得ること。なお、計画書等の作成にあたり、施設利用者等への安全対策に万全を期すこと。
- ⑤ 作業日程等については、施設運営に支障をきたさないように発注者と調整を行い、承諾を得たうえで作業を実施すること。

(2) 仮設作業

- ① 既設器具等を損傷しないよう養生を徹底するなど、現場建物等に損傷を与えることのないよう十分に注意すること。なお、万一損傷した場合は、発注者に報告のうえ、受注者の責任及び費用負担において補修又は復旧を行うこと。また、設置作業期間における器具等の保管場所については、発注者と協議すること。

- ②設置作業において、仮設足場を設置する場合は、設置した足場にて施設運営上の支障が起きないように設置場所、設置期間、設置方法を仮設計画書にて発注者に提出し、承諾を得ること。併せて、安全のため作業エリアへの立ち入り禁止の処置（カラーコーン・バー等）を講ずること。
- ③仮設足場が新たに必要な箇所が確認された場合等は、発注者へ速やかに報告し、協議すること。
- ④作業員の車や資材搬入、廃棄物の搬出等の運搬車の経路及び駐車位置についての場所、時間等を仮設計画書にて発注者に提出し、承諾を得ること。なお、駐車場の無い施設等もあるため、車両台数は少なくするよう努めること。
- ⑤設置に必要な作業用電力及び水等の費用は発注者の負担とする。なお、作業用電力及び水等の使用量を把握するため、受注者は各施設にメーターを設置し、各施設の使用量について、月ごとに発注者へ報告すること。
- ⑥受注者は墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、労働安全衛生規則に基づき墜落制止用器具を使用させる等、墜落による労働者の危険を防止するための措置を講ずること。
- ⑦作業中は粉じんの飛散に十分留意し、適切な養生を行い、作業終了後は床清掃を行うこと。
- ⑧作業に係る器具等の保管場所については、発注者と協議すること。なお、原則として、1日の作業分のみ搬入し、処分するよう努めること。

(3) 取替作業

- ①当事業における作業範囲については、原則、既設照明器具の取替を行うものである。ただし、取替作業において発生する軽微な作業、補修等については、本契約の作業範囲として実施するものとする。
- ②必要に応じて、作業エリアのみならず、通路及び資材置場の各部養生を行うこと。
- ③取替作業の時間帯等については、各施設の開館日及び勤務時間を考慮し、発注者及び各施設と調整すること。なお、発注者が許可した施設・箇所については、開館日（勤務時間中）等の作業を認めるものとする。また、学校施設に関しては、原則学校の休業日に作業を行うこと。また、停電作業が発生する範囲、時間帯等についても併せて調整をしておくこと。
- ④作業中は施設利用者や施設職員に対して、作業方法、作業日程について十分な安全対策を説明し、施設運営上の支障が起きないようにすること。
- ⑤取替作業にあたっての安全管理については、発注者と打合せを行い、受注者の負担で安全確保に必要な措置を講ずること。
- ⑥施工前、施工後で分電盤の分岐回路ごとに絶縁抵抗を測定し、施工によって絶縁劣化のないことを確認し、発注者にその内容を絶縁抵抗状況報告書にて報告すること。なお、施工前と施工後で絶縁抵抗が悪化した場合、受注者の負担にて調査を行い対応すること。

- ⑦本事業の対象施設内で照明器具の配線等に不具合が報告された箇所については、発注者と対応について協議すること。
- ⑧施工前及び施工後の写真を撮影し、発注者にその内容を報告すること。
- ⑨学校施設における LED 照明器具に関しては、学校環境衛生基準を満たすように施工を行うこと。黒板灯に関しては、特に注意すること。
- ⑩既設照明と同等の LED 照明器具が現在販売されていない場合、受注者は類似照明器具や照明台数を増やし照度確保などの代替手法を提案したうえで、受注者と協議すること。受注者との協議の結果、ランプ交換となった照明の取替作業における安全性の確認は、一般社団法人日本照明工業会が発行する「蛍光灯器具に取り付けできる直管 LED ランプの使用・照明器具改造に関する注意点」及び工業会ガイド 301「既設の蛍光灯器具を AC 直結 G13 口金直管 LED 光源用に改造工事する場合の注意」に準じて施工すること。
- ⑪照明器具の交換後、以下のとおり照明器具への表示を行うこと。
- ◆照明器具交換者名（受注者名）
 - ◆器具交換年月日
- 原則、以上のとおり表示することとするが、全て表示できない等の理由がある場合は、発注者と協議の上、表示項目を変更できるものとする。
- ⑫直管型 LED ランプに交換する際の配線作業は、作業後に蛍光灯を誤装着しても、故障や火災のリスクが伴わない手法にすること。
- ⑬作業に当たり必要な場合は、受注者の負担において劣化したソケット支持金具、電線等の交換を実施し、作業後、安全に使用できるように設置すること。また、器具交換等により生じた隙間等は、コーキング材等で適切に処置すること。
- ⑭照明器具を取り換える際は、ワイヤー設置や落下防止パーツの設置等、必要な対策を講じること。
- ⑮作業を行う場合は、事前に作業届を発注者に提出し、承諾を得ること。
- ⑯取替作業完了後、受注者は自主検査を実施のうえ、設置完了報告書等を自主検査後 30 日以内に提出すること。
- ⑰施工に伴い不要となった既設の安定器は撤去し、配線は適切に結線すること。既設の照明器具等を撤去した場合、関係法令に基づき、適切な処分を行うこと。なお、撤去された照明器具等の処理については、事前に発注者と調整のうえ、全て施設外に搬出し、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」「再生資源の利用の促進に関する法律」「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」その他関係法令に従い適切に処理すること。検査においては、産業廃棄物管理票（マニフェスト）を確認することとする。なお、PCB 含有の可能性のあるものについては、PCB 含有の有無を確認すること。PCB 含有物と判明した場合には、速やかに発注者へ報告し、発注者が別途指定する場所へ PCB 保管容器に収納した上で保管すること。
- ⑱撤去した既設照明器具、安定器、ランプ等の取り扱いについては、受注者にて、関係法令を遵守したうえで処分するものとする。また、撤去した照明器具等の産業廃棄物

管理票（マニフェスト）の写しを発注者に提出すること。

- ⑱アスベスト含有のおそれがある天井ボード等の開口が必要な場合は、アスベストの含有があるとみなし、所轄労働基準監督署等に報告の上、関係法令に基づき必要な手続きを行った上で、適切な方法で作業を行うこと。
- ⑳アスベストの調査、運搬及び処分に係る費用は受注者が負担し、適切に処分すること。
- ㉑取替作業が完了し検査に合格した対象施設から、LED 照明器具の試行使用を行うこととするが、全ての事業完了日までに障害が発生した場合は、組立保険または請負業者賠償責任保険等を適用し、速やかに交換または補修等の処置を行うこと。なお、保険対応ができない場合等については、発注者と協議を行うこと。
- ㉒事業完了後に削減効果検証のため、受注者は施工前、施工後の分電盤の電流値を計測し、発注者に電流値測定結果報告書を提出すること。
- ㉓設置作業中に事故が発生した場合においては、発注者に報告の上、受注者の責任及び費用負担で対応すること。
- ㉔LED照明器具施工前、施工後で校正証明書のある照度計により照度測定を行い、性能を確認のうえ、発注者に照度測定結果報告書を提出すること。なお、測定結果が基準を満たさなかった場合は、受注者の責任で基準を満たすように対応すること。照度測定にあたっては、JIS 等の一般的な照度測定の考え方や、当該施設の用途に応じ、受注者が適切に測定箇所を設定するものとする。
- ㉕全ての事業完了日までに発生する不具合については、受注者側で対応すること。
- ㉖LED取替対象施設において、別作業等を行う場合がある。その場合は、発注者の調整に協力し、当該作業関係者と共に、円滑な施工に努めること。
- ㉗取替作業に関して本仕様に記載のない事項について、疑義が生じた場合は、発注者と協議するものとする。

(4) 検査

- ①作業完了後に施設毎の設置完了報告書等を作成し、発注者に提出すること。提出後、発注者の確認・検査を施設毎に受けること。
- ②LED 照明の設置完了後の検査時又は検査後において、未施工の照明が残存していることが判明した場合は、受注者の責において施工すること。

10. 費用

(1) 事業費の支払い方法

支払いにあたって、前払い及び中間払いは実施せず、調査・設計、施工及び検査が完了した施設から順次、施設ごとに請求書を受領し、請求書受領後 30 日以内に発注者は受注者に事業費用を支払うものとする。なお、最後に施工が完了した施設においては、施設の検査及び 13. 提出書類「設置完了後（全施設）」に記載の書類の検査後、請求書の受領と事業費の支払いを実施することとする。

(2) 契約に含まれる事項

以下の内容は事業費用に含めるものとする。

- ①照明器具等の調査・設計費用
- ②既設照明器具等の運搬・処理費用
- ③LED 照明器具の設置作業費用
- ④LED 照明器具の灯具端末を含む制御対応器具及び設置に必要な付属品一式
- ⑤保険費用（組立保険または請負業者賠償責任保険等）
- ⑥その他費用（不点灯時の対応等、本事業の遂行に必要な費用）

11. 一括再委託等の禁止

受注者は、事業一括又は主たる部分を、第三者に委任してはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得て主たる部分以外の事業を委任する場合は、この限りではない。

12. 発注者と受注者の責任分担

(1) 基本的な考え

事業が達成できないことによる損失は、原則として、受注者が負担する。ただし、天災や社会情勢の大幅な変動など、受注者の責に帰さない合理的な理由がある場合は、別途協議を行うものとする。

(2) 予想されるリスクと責任分担

発注者と受注者の責任分担は、原則として次表の「予想されるリスクと責任分担」（以下「分担表」という。）によることとし、受注者は負担すべきリスクを想定した上で事業を行うものとする。また、分担表に該当しない事項が発生した場合には、別途協議を行うものとする。

予想されるリスクと責任分担

リスクの種類		リスクの内容	負担者	
			発注者	受注者
共通	募集要領の誤り	募集要領の記載事項に重大な誤りのあるもの	○	
	事業提案の誤り	事業の提案が達成できない場合		○
	第三者賠償	調査・作業に基づく騒音・振動による場合	○	○
	安全性の確保	設計・建設・維持管理における安全性の確保		○
	環境の保全	設計・建設・維持管理における環境の保全		○

共通	保険	事業完了日までの照明器具等の不具合を保証する保険		○
	制度の変更	消費税及び地方消費税の変更	○	
		法令・許認可の変更	○	○
	事業の中止・延期	発注者の指示によるもの	○	
		設備改修に必要な許可等の取得遅延によるもの		○
		発注者の不注意による建設許可等の遅延によるもの	○	
受注者の事業放棄、破綻によるもの			○	
計画・設計段階	不可抗力	天災等による設計・中止・延期	○	○
	物価の変動	急激なインフレ・デフレ（設計費に対して影響のあるもののみを対象とする）	○	○
		設計変更	発注者の提示条件、指示の不備によるもの	○
		受注者の指示・判断の不備によるもの		○
	応募コスト	応募コストの負担		○
	第三者賠償	調査・建設における第三者への損害賠償義務		○
	不可抗力	天災等による設計変更・中止・延期	○	○
	用地の確保	資材置場の確保	○	○
	立ち入り許可	必要な施設への立ち入り許可	○	○
	設計変更	発注者の提示条件、指示の不備によるもの	○	
		受注者の指示・判断の不備によるもの		○
	作業遅延・未完工	発注者の責による作業遅延・未完工による引渡しの延期	○	
		受注者の責による作業遅延・未完工による賃貸借開始時期の遅延		○
	作業費増大	発注者の指示・承諾による工事費の増大	○	
		受注者の判断の不備によるもの		○
	性能	要求仕様不適合（施工不良を含む）		○
危険負担	作業目的物に関して生じた障害		○	
	作業に起因し施設に生じた障害		○	

支払関連	支払遅延・不能	発注者の責による、支払いの遅延・不能によるもの	○	
		金利の変動		○
その他	設計変更	用途の変更等、発注者の責による事業内容の変更	○	
		受注者が必要と考える計画変更		○
	立ち入り許可	合理的な事由に因らない場合であって、必要な施設への立ち入り許可が下りない場合の事業未遂行	○	
	瑕疵担保	本設備に関する隠れた瑕疵の担保責任（施工後1年間）		○
	本設備の損傷	発注者の故意・過失又は施設に起因する本設備の損傷	○	
		受注者の故意・過失による本設備の損傷		○
	公共施設損傷	受注者の故意・過失又は設置したLED照明器具に起因する発注者による施設・設備の損傷		○
		上記以外のその他の原因による発注者の施設・設備の損傷	○	
	契約内容不適合の担保	LED照明器具に関する契約内容不適合の担保責任（契約の内容に適合しない契約不適合責任）		○
	不可抗力	火災・天災・戦争などの不可抗力による発注者の施設（LED照明器具等以外）の損傷	○	
		火災・天災・戦争などの不可抗力によるLED照明器具等の損傷	○	○
	性能	要求仕様不適合（施工不良を含む）		○
		仕様不適合による施設・設備への損害、発注者の施設運営・業務への障害		○

13. 提出書類

受注者は各工程に応じて、以下の書類を提出すること。

※以下に様式名の記載がない書類については、任意様式とする。

優先交渉権者決定後から 契約締結まで (全施設一括)	既設照明・提案 LED 照明リスト及び試算表 (様式 6) ※現地調査結果を反映したもの。
	見積書 ※事業費用の総額、消費税及び地方消費税の額が分かるもの。 ※施設ごとの見積額を記載すること。
契約締結後 (全施設一括)	着手届
	内訳書 ※事業費用の総額、消費税及び地方消費税の額が分かるもの。 ※施設ごとの金額を記載すること。
	現場代理人、監理技術者等の選任届
	総括責任者及び担当者の事業実績 (様式 7)
	施工計画書 1. 作業概要 2. 施工体制表 3. 施工要領書 4. 安全衛生管理計画書
	作業員名簿 (従事者の役職、氏名、資格等)
	緊急連絡先名簿 (設置予定) 器具仕様書
	組立保険または請負業者賠償責任保険の保険証等の写し
契約締結後 (施設ごと)	実施工程表
	施工計画図
	仮設計画書
	停電計画書
	検査計画書
	廃棄計画書
適時 (施設ごと)	作業届
	協議記録簿
	進捗状況表
	電力使用量等報告書
	産業廃棄物管理票 (マニフェスト) の写し
	その他必要と判断された書類

設置完了後 (施設ごと)	各施設施工前後の照度測定結果報告書
	各施設施工前後の絶縁抵抗状況報告書
	各施設施工前後の電流値測定結果報告書
	試験成績書
	施工前後の写真
	設置完了報告書
事業完了後 (全施設一括)	事業完了届
	事業報告書
	竣工後の平面図及び設備仕様書 ※施工箇所、未施工箇所等が分かるようにすること。
	完成図書（上記全資料をA4縦長ファイル等に綴じたもの）
	電子データ（上記全資料を含むCD-R等）

※完成図書及び電子データは各11部、その他は各2部（正・副）を作成、提出すること。

14. その他

- (1) 受注者に課した事業の中で、作業内容が法令等の定めるところによる有資格者でなければこれを実施できないものについては、受注者は当該作業に必要な資格を有する者を選定し、その作業に当たらせるものとする。
- (2) この仕様書に定めのない事項については、「公共建設改修工事標準仕様書（電気設備工事編）最新版/国土交通省大臣官房 官庁営繕部監修」及び「公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）最新版/国土交通省大臣官房官庁営繕部監修」等を参考とし、発注者と受注者で協議の上で決定する。
- (3) 既設照明器具の撤去作業、本設備の設置作業に関して関係法令を遵守し、必要な手続きを行うこと。
- (4) 受注者は、本事業における照明設備の不具合等発生時の迅速な補修等を担保するため、本市に本店を置く市内事業者の活用に努めるようこと。
- (5) 本事業の履行にあたり、発注者が提供した全ての情報について、第三者に開示又は漏洩しないこととし、そのための必要な措置を講ずること。

別紙「対象施設一覧表」

No.	施設名	施設管理所管課名
1	城陽市立福祉センター	福祉課
2	城陽駅自由通路	管理課
3	長池駅自由通路	管理課
4	城陽市 男女共同参画支援センター 「ばれっとJOYO」	市民活動支援課
5	城陽市立寺田コミュニティセンター	市民活動支援課
6	城陽市立城陽中学校	施設管理課
7	城陽市立西城陽中学校	施設管理課
8	城陽市立南城陽中学校	施設管理課
9	城陽市立東城陽中学校	施設管理課
10	城陽市立北城陽中学校	施設管理課
11	文化パーク城陽	文化・スポーツ推進課
12	城陽市立図書館	図書館
13	城陽市歴史民俗資料館	歴史民俗資料館
14	城陽市役所	総務課
15	城陽市消防本部 青谷消防分署	消防総務課
16	しいの木保育園	子育て支援課
17	城陽市立久世保育園	子育て支援課
18	城陽市立鴻の巣保育園	子育て支援課
19	城陽市立今池保育園	子育て支援課
20	城陽市立青谷保育園	子育て支援課
21	城陽市立久津川保育園	子育て支援課